

対面的対話の結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	事業者	市
1	入札説明書	45	別図2	パターン2		地元経済への 貢献金額の算出 方法（例）	地元経済への貢献金額の算出方法（例）のパターン2において、③建設JVから二次下請の地元外企業に発注した金額は地元貢献金額から差し引かれる算出方法となっています。 建築工事にて、地元ゼネコンの経験値向上や施工技術のノウハウ移転等も地元貢献と考え、地元ゼネコンには建設JVの構成員として本工事を施工管理いただくことで、売上や経験など最大限の地域貢献をしたいと考えております。しかしご提示の算出方法である場合、二次下請の地元外企業の受注分を差し引くことで発注金額が減少し、低評価につながりかねません。 一方、地元ゼネコンを二次下請に配置することで地元外企業分の差し引きを回避した場合、地元企業にとって本事業のような大規模工事の施工管理を経験するという貴重な機会を逸することになります。 「地域貢献」の趣旨を鑑み、パターン2の場合で建設JVに地元ゼネコンが入っている場合は、二次下請負の地元外企業の受注分は地元貢献金額から差し引かず、建設JV内の地元ゼネコンの受注分をそのまま地元貢献金額に計上する算出方法に変更いただけないでしょうか。	不可とします。
2	要求水準書	11 148	第1部 第2部	第4章 第4章	第1節 第1節	1 基本方針 (3)災害に強く、 防災対策機能を 備えた施設 7-1 非常用 発電設備	要求水準書P11には「災害発生時における地域の避難場所として必要な機能を備えた施設」とあり、P148には「一時的な避難所として利用する管理棟」とあります。 要求水準書上の本施設の避難所としての考え方は、一時的な避難場所として日田市指定緊急避難場所等の指定はないとの認識でよろしいでしょうか。 将来的には、日田市指定緊急避難場所等の指定を受ける可能性はあるでしょうか。	お見込みのとおりです。 将来についても指定緊急避難場所等の指定はしない想定です。なお、現時点での回答であることにご留意ください。
3	要求水準書	20	第1部	第4章	第2節. 2-1	(5)灰処理計画	「灰処理の計画にあたっては、焼却灰及び飛灰（飛灰処理物）のそれぞれが最終処分又は資源化の対応が図れるよう、柔軟な装置構成とすること。本事業では、本施設から発生する焼却灰及び飛灰の最終処分を前提とするが、資源化を行うこととなった場合でも早急に対応できるようにすること。」とありますが、将来的に資源化を実施されない場合には、資源化に必要な機器は、過剰な設備となる可能性があります、問題ないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	要求水準書	35	第2部	第1章		(2)用水計画	「プラント用水及び生活用水は、「添付資料4 敷地平面図」に示す敷地南側より汲み上げる地下水（井水）を使用すること。井戸は設置済であるが、水中ポンプ及び揚水設備、動力等は事業者で設置すること地下水（井水）の水質データは、「添付資料9 水質調査ボーリング報告書」を参照すること。なお、事業者は、「添付資料4 敷地平面図」に示す「施設エリア」又は「多目的広場（東）エリア」内において、予備の水源（井水）を別途用意し、敷地南側より汲み上げる地下水（井水）が使用不可となった場合においても、施設の運転が継続できるようにすること。」とありますが、添付資料9 水質調査ボーリング報告書からは十分な水量が確保できると考えられますので、予備の水源（井水）を別途用意する理由についてご教示願います。	用水が確保できない状態で本施設の運転は困難と考えています。本施設の運転を確実に担保する上で必要な設備であると考えています。
5	要求水準書	46	第2部	第1章	第6節. 2-2	(イ)マテリアルリサイクル 推進施設	「(ア)マテリアルリサイクル推進施設については、試験に先立って前日に定格の5時間運転を行い、安定稼働を確認してから引き続き処理能力に見合った処理量における試験を連続2時間以上かつ1日延べ5時間実施するものとする。」とありますが、本施設ではストックヤードでの保管のみとなりますので、引渡性能試験の条件については協議可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

対面的対話の結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	事業者	市
6	要求水準書	107	第2部	第2章	第8節	灰出設備	「焼却炉から排出される焼却灰及び減温塔等から排出される灰及びる過式集じん器で捕集されたばいじん等（以下「飛灰」という。）…」とありますが、ガス冷却室及び燃焼用空気予熱器の下部から排出される灰は焼却炉へ返送してもよろしいでしょうか。	可とします。
7	要求水準書	137	第2部	第3章	第3節	2 ストックヤード（リターナブルびん） (5) 特記事項 ア	リターナブルびんのストックヤードはマテリアルリサイクル推進施設に隣接する屋外式となっていますが、運用面やコスト面を考慮して以下の提案をお認めいただけないでしょうか。 ・マテリアルリサイクル推進施設内の設置（屋内）も可とすること。 ・リターナブルびんの貯留や搬出作業のストックヤードはマテリアルリサイクル推進施設内の設置（屋内）とし、リターナブルびんの空箱ストックヤードは屋根を設置することを前提に分割して屋外設置を可とすること。	1点目については、可とします。 2点目については、現清掃センターでは、収集業者は収集したリターナブルびんをストックヤードに降ろし、降ろした箱と同数の空箱を車両に積み込んでいます。そのため、作業動線を考慮した配置とすることと、直接搬入用空箱のストックヤードへの補充を事業者側で実施する場合は可とします。ただし、作業性を考慮し、空箱ストックヤードをマテリアルリサイクル推進施設の入口側に設置することは不可とします。 なお、空箱ストックヤードへの空箱の補充は、リターナブルびんの搬出業者が実施します。
8	要求水準書	192	第2部	第5章	第3節	5 多目的広場 (2) 付帯 ア 駐車場 イ 便所（男女）	「多目的広場（西）用の駐車場〔20〕台分を設けること」さらに奥が便所の設置場所は、「多目的広場（西）用の駐車場内又は施設エリア内」とあります。また、入札説明書等の解釈に関する補足資料の25ページのNo. 208において「造成面には20台の駐車スペースと屋外便所を確保するのは困難と思われます」の質問に対し、「可能な範囲で駐車台数を確保してください」と回答がありました。以上を踏まえると、屋外便所を駐車場内に設置した場合は「可能な範囲で駐車台数を確保」するものと解釈できます。一方で、屋外便所を施設エリア内に設置した場合でも、貴市ご指示の造成部の広さだけで20台分を確保することは困難と考えられます。施設エリア内に屋外便所を設置した場合でも可能な範囲で駐車台数を確保する認識でよろしいでしょうか。	可とします。
9	要求水準書	210	第3部	第1章	第1節	8 地元雇用・地元企業の活用	運営事業の地元企業の定義として「本市内に本店又は本社を有する地元企業」とありますが、市内に営業所を有する企業は含まれないのでしょうか。また、本市内外の企業が本市内の業者を使用する場合は、何次下請けまでが、地元企業の活用とみとめられるのかご教示願います。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、事業者提案において地元企業への発注額として計上される金額及び事業者提案の未達成時に係る減額として計上される金額は、入札説明書p.43「別紙4 3 (2) 運営期間」に記載のとおり、本事業の運営業務委託契約を契約した運営事業者の二次下請までとします。
10	要求水準書	214	第3部	第1章	第4節. 3	(5) 財務諸表	財務諸表について、入札説明書に関する質問回答（第1回）にて回答いただいた「お見込みのとおりです。あわせて本事業の収支報告を求めます。詳細は協議して決定します。」についてご質問です。運営事業者の財務諸表提出のみでいかがでしょうか。他のDB0案件で単独事業収支報告実績はありません。	本事業の収支について把握するため、本事業の収支報告をご提出いただきますようお願いいたします。 SPCを設置していない事例では、本事業の収支報告について別途提出している事例も多くあります。
11	要求水準書	230	第3部	第2章	第8節	11 調整池及び遊水池の管理	「調整池及び遊水池について、適正な管理を行うこと。特に、底に堆積した砂泥等の除去作業を実施」とあります。調整池及び遊水池の維持管理に関する作業量・頻度は天候等様々な影響で精度よく見込むことは困難と考えております。事業者にて一定の見込みを致しますが、想定を超えた作業量・頻度となった場合は、費用精算について協議していただけたらと考えてよろしいでしょうか。 調整池及び遊水池の堆積した砂泥等の除去作業の作業量や作業頻度は、事業者の技術力によらない部分となるため、入札参加者の公平性を確保するため、作業量や作業頻度の目安をご提示いただきたいです。	貴社の想定を超えたことを確認できる場合は、協議に応じます。 堆積土砂等の除去作業について、調整池は20年間で2回程度、遊水池は20年間で4回程度、1回あたりの除去量は容量の10%程度で、除去物は産廃処分とすること、さらに景観を損なわないよう、適宜草刈り作業を実施することとし、以上の作業量・作業頻度を基準として事業費を見込むものとします。

対面的対話の結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	事業者	市
12	要求水準書	232	添付資料一覧	添付資料4	敷地平面図	013雨水計画平面図 (1)	入札説明書等の解釈に関する補足資料 質疑No. 204において「多目的広場(西)は造成図に記載の敷地周囲の排水側溝は造成工事で施工されると考えてよろしいでしょうか。」に対し、回答が「事業者側で設置をお願いします。」とありますが、造成図「013雨水計画平面図(1)」において、多目的広場(西)内に造成工事で排水側溝が記載されていますので、排水側溝は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。また、多目的広場(西)の造成工事において排水側溝は施工済みと考えてよろしいでしょうか。	前段については、造成図に記載に限らず、事業者が計画する敷地の利用等を踏まえ、事業者にて設置をお願いします。 後段については、排水側溝は施工されていません。
13	要求水準書	232	添付資料一覧	添付資料4	敷地平面図		造成工事で整備される「調整池エリア西側道路」・「施設エリア及び多目的(東)エリアの南側・東側道路」の事業者管理とは整備工事に起因した破損等の復旧を意味しているものと考えてよろしいでしょうか。	里道(添付資料4に記載している「施設エリアの南側道路」、「多目的広場(東)エリアの東側・南側道路」、「遊水池エリア周辺の道路」)及び「調整池西側の道路」の側溝については、要求水準書p. 230「10 里道及びその側溝の管理」に記載のとおり「道路の側溝については、堆積した砂泥等の除去作業を行う」のご対応をお願いします。また、草刈りの対応もお願いします。 なお、ご質問いただいた内容についても、ご対応をお願いします。
14	要求水準書	232	添付資料一覧	添付資料4	敷地平面図		質疑(第1回)24項で、「横断水路から建設予定地へ進入する道路について、横断水路付近は農業者が市道日向山田線を通行(横断)します。」と回答がありますが、横断水路から建設予定地へ進入する道路について、質疑回答以外に工事関係者以外の通行はないものと考えてよろしいでしょうか。 また、事業者管理とされる「調整池エリア西側道路」・「施設エリア及び多目的(東)エリアの南側・東側道路」道路に関しても上記同様に工事関係者以外の通行は無いものと考えてよろしいでしょうか。	現状で通行は非常に少ないと想定されますが、通行はあります。
15	様式集	第12号-1				要求水準に対する設計仕様書	要求水準に対する設計仕様書 セルの結合をしてもよろしいでしょうか。	前段については、可とします。 後段については、特にルールはありません。E、F列の両方を適宜使用いただく、もしくはどちらか一方を使用しないとしていただいても構いません。
16	建設工事請負契約書(案)	13				25条1 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更	「発注者又は受注者は、履行期間内で本建設工事請負契約締結の日から12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とありますが、内閣府政策統括官(経済社会シムテム担当) 令和7年3月31日府政経シ206号【P P P / P F I 事業における物価上昇の影響への対応について(通知)】において「既存契約の変更については、「契約に関するガイドライン」において上記のとおり記載しているところですが、現在も物価上昇が続いていることから、引き続き、適切な対応をお願いいたします。 なお、「状況に応じた必要な契約変更」には、物価変動に基づくサービス対価の改定条項が存在しない場合のその新設、予定価格の算出時点及びサービス対価改定の基準時点の設定、上記1. に示す内容への対応等が含まれることに御留意ください。」とありますので、物価上昇が続いている上昇している状況では事業者のリスク低減のために入札公告日を物価変動の起算日とさせていただけないでしょうか。 建設工事請負契約書(案)には、各種スライド条項について記載されていますが、どのスライド条項を活用するか、また、各種スライドの併用については、国の指導に基づいて対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。	可とします。 物価変動の起算日は、実際に応募者が提案する入札提案書類の受付締切日が妥当であると考えます。
								国の指導や他自治体事例を踏まえつつ、協議に応じます。

対面的対話の結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	事業者	市
17	建設工事請負契約書（案）	25	第51条				(2)に「中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。」とありますが、この期間設定は受注者による解除に至るまで長期間要することとなり、受注者に過度な負担となりますので、民間（七会）連合協定工事請負契約約款と同様の「中止期間が履行期間の4分の1（履行期間の4分の1が2月を超えるときは2月）を超えたとき。」に変更いただけませんか。	本事業は公共事業であり、また、本条項は「日田市公共工事請負契約約款」に準じた内容であることから、不可とします。
18	入札説明書等に関する質問回答（第1回）	3	2 要求水準書に対する質問	No. 14			入札説明書等に関する質問回答（第1回）2. 要求水準書に対する質問No. 14の回答において「建設予定地周辺におけるハザードマップは、付近に建物がないことから調査対象外となっており、過去には浸水の罹災履歴があります。」とありますが、過去の当該浸水罹災情報（浸水範囲、浸水程度等）をご教示ください。 造成工事の中で盛土をされていますが、浸水対策として有効であると考えてよろしいでしょうか。	計画区域内を流れる奥谷川（市管理）周辺には家屋がなく、詳細な被災情報はないものの、集中豪雨が発生した際に現状の河川断面の狭い区間から越水し、付近の田畑が浸水した経緯があります。直近では、令和5年7月豪雨時に奥谷川での越水により、河川南側田畑を中心とした浸水が確認されています。 盛土により4m程度嵩上げしており、また、河川も広い断面を取って移設をしているため、浸水対策は実施できていると考えます。ただし、建設予定地は谷地形であり、水が集まりやすいという特徴があることに留意が必要と考えています。